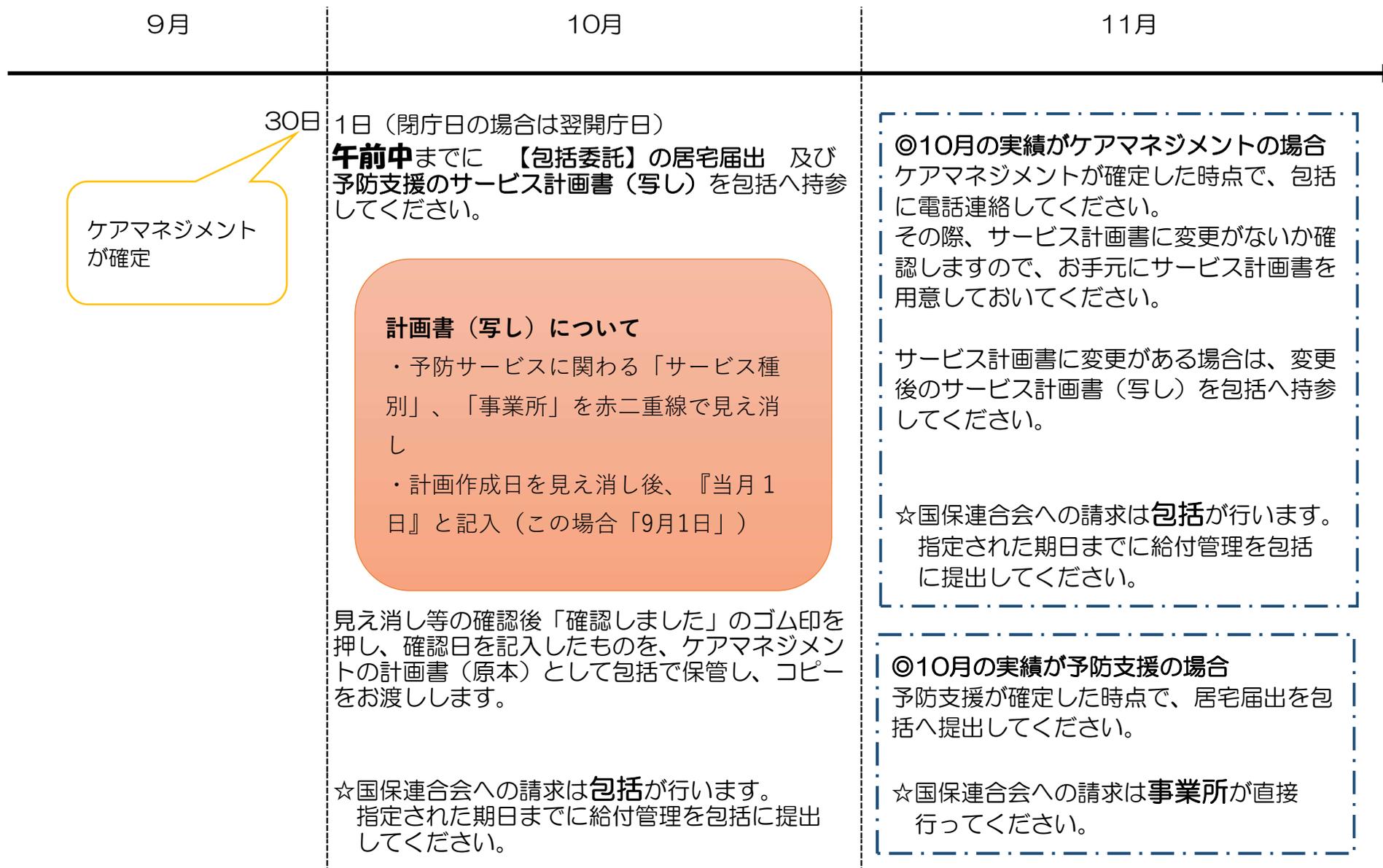


○指定介護予防支援事業者が介護予防支援のサービス計画書を作成したが、実績で介護予防ケアマネジメントになった場合



※次ページも確認してください。

※再度、介護予防支援からケアマネジメントに切替えとなった場合、以前確認したサービス計画書から変更がなければ、包括への電話連絡にて対応いたします。その際、サービス計画書に変更がないか確認しますので、お手元にサービス計画書を用意しておいてください。
サービス計画書に変更がある場合は、変更後のサービス計画書（写し）を包括へ持参してください。

※居宅届出はサービスが切り替わるたびに提出が必要です。

※6か月連続してケアマネジメントでの請求があった場合、委託プランへの切替えを提案します。